

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年頃から平成〇年〇月にA所在のB会社を最終事業場として離職するまでのうち、少なくとも約〇年間、石切工として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日を症状確認日として「じん肺管理区分管理3イ、続発性気管支炎」としての労災認定を受け、C病院及びDクリニックにおいて治療を続けていたが、平成〇年〇月〇日、入院先のC病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「腭体部癌」、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「じん肺」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の死亡原因についてみると、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者のじん肺（管理Ⅳ相当）及び続発性気管支炎（以下「じん肺症」という。）は、誤嚥性肺炎及び呼吸不全の進展、死亡に関与していたものとする。」と述べる一方、「腭体部がんはステージⅣであり、がんの終末期に相当し、本件腭臓がんは死亡の主因と考えられ、死亡にいたる直接の引き金は嘔吐による誤嚥性肺炎で、誤嚥そのものも腭臓がん末期による体力、栄養低下、嚥下機能低下による可能性がある。」と述べている。

また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「腭がんがじん肺に直接的に与える影響はなく、死亡した際の病院からの情報提供では、徐々に腭がんの進行により全身状態の悪化があったと思われ、直接的には大量嘔吐による誤嚥、呼吸状態悪化で死亡したとのことで、嘔吐の原因は腭がんによる可能性も考え得る。」と述べている。

G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「死亡した経過については、進行性腭がん（肝転移、十二指腸伸展）による推移として矛盾しない。進行性腭がんの症状としての嘔吐による嘔吐物の直接誤嚥の可能性が高いと推察される。死亡原因として進行性腭がんの関与が大部分で、じん肺症と死亡原因との因果関係については、肺機能の予備力が低いという点では、最終局面での呼吸不全進展への影響を否定するものではないが、その程度は相当低いと判断される。」と述べている。

さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「被災者の呼吸状態に関しては、悪いながらも死亡前日まで酸素吸入を行いながら著変なく過ごしている。平成〇年〇月〇日（死亡日）朝の大量嘔吐は、進行性腭臓が

んによる症状として矛盾しない。同日の胸部単純X線写真は、急速に進行した誤嚥性肺炎として妥当な画像所見であり、死亡日の嘔吐以降に急速に臨床症状が悪化したことは、じん肺の呼吸不全の増悪というよりも、誤嚥性肺炎発症が呼吸不全悪化の主原因と考えるのが妥当である。本件誤嚥性肺炎は、劇症型に近い病態であったことから、仮に、被災者がじん肺に患していない進行膵臓がん患者であっても、本件と同じ病態に至れば、同じように死亡の転帰を辿ったものと考えられる。」と述べている。

以上のとおり、E医師は、膵体部がん及びじん肺症の2つの傷病がそれぞれ本件死亡に関与している旨述べているものの、F医師、G医師及びH医師の3人は、要旨、本件死亡の主たる原因は、進行性膵がん（肝転移、十二指腸伸展）の症状として発生した嘔吐による誤嚥性肺炎発症に伴う急性呼吸不全であると述べている。さらに、G医師とH医師は、要旨、じん肺による呼吸不全進展への影響を否定するものではないとも述べているが、その程度は低いとしている。

以上のように、じん肺症が被災者の死亡にもたらした影響は大きなものではなく、相当因果関係があるとは判断できないものであり、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、被災者は、膵臓がん（十二指腸閉塞に伸展）の進行に伴う大量嘔吐により誤嚥性肺炎を発症し、これに伴う急性呼吸不全により死亡したとみることが相当であると判断する。

- (2) 再審査請求代理人は、被災者は、じん肺を患したことにより膵臓がんの発見が遅れるなど、普通の人に比べ、医学的不利益があった旨も主張する。

この点、F医師も、上記意見書において、要旨、「じん肺があることで、膵臓がんの肺転移の有無は評価が難しくなる。」と述べているが、本件において膵臓がんが肺に転移したとは確認されていない。さらに、H医師は、上記鑑定書において、要旨、「膵体部がんは膵頭部がんに比べて症状が出にくく、診断時に既に進行がんであったからといって決して特殊なケースではなく、じん肺り患と膵臓がんの発見の遅れには、医学的因果関係はない。」と述べており、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、じん肺を患していたことにより、被災者の膵臓がんの発見が遅れるという不利益を被ったとは認められないものと判断する。

- (3) 以上のとおり、被災者は、膵臓がん（十二指腸閉塞に進展）の進行に伴う大量嘔吐により誤嚥性肺炎を発症し、これに伴う急性呼吸不全により死亡したと

判断することが相当であり、死亡とじん肺症との相当因果関係は認められず、業務上の事由による死亡とは認められない。

3 結 論

以上のおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。